

○パパママ応援子育て拠点整備事業補助金交付要綱

令和7年4月28日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、パパママ応援子育て拠点整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高森町補助金等交付規則（平成17年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、旧上色見小学校（以下「対象施設」という。）を地域交流の場、子育て支援の場として新たに子育て拠点を整備することにより、安心して子育てができる環境の充実及びこどもの健やかな育成を図ることを目的とする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、阿蘇郡高森町大字上色見字中原1390番内における子育て関連拠点整備事業とする。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町が実施する公募型プロポーザルにより選定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、裁判所からの当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 町税等において滞納がないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 高森町暴力団排除条例（平成23年高森町条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- (8) 本事業により整備した施設の使用開始から10年間は、本事業の目的である子育て支援の目的のためのみに使用する者であること。
- (9) 対象施設は、令和7年10月まで地域イベントが開催されることから、工事の着手については、同年11月以降に行うことが可能であること。

ただし、工事計画の策定や設計等の作業については、この限りでない。

(対象経費)

第5条 対象経費は、子育て拠点整備に係るもので、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画を実施するために必要な経費(※補助金の交付決定日までに契約、履行又は取得、支払いが完了した経費は、補助対象経費に含まない)
  - (2) 補助対象期間内に契約を締結し、支払いが完了した経費
  - (3) 用途、単価、期間等の確認が可能であり、かつ本補助事業に係るものとして、明確に区分できる経費
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が国、地方公共団体その他公的団体から補助対象経費に対して補助金等の交付を受ける場合は、同項に規定する補助対象経費から当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とする。

(補助額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費からその他の補助金を差し引いた額以内とし、上限額は3,500万円とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、パパママ応援子育て拠点整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 町長は前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、パパママ応援子育て拠点整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

- 2 町長は、交付決定に当たり、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(変更交付申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、パパママ応援子育て拠点整備事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて町長に提出し、その決定を受けなければならない。

- (1) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助金額が増額となるとき。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難になったとき。

(変更承認の通知)

第10条 町長は、前条の申請書において、内容を審査の上、変更内容を承認したときは、パパママ応援子育て拠点整備事業補助金変更承認通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、事業完了後速やかに実績報告書（様式第 5 号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 12 条 町長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、速やかに当該実績報告書の審査を行い、交付すべき補助金額を確定し、パパママ応援子育て拠点整備事業補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 町長は、前条の規定により補助金額を確定した後に、補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付決定額の全部又は一部を概算払することができる。

2 交付決定者は、補助金の交付を受けようとする場合は、パパママ応援子育て拠点整備事業補助金（概算払）請求書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

(交付の取消し又は補助金の返還)

第 14 条 町長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請等不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 事業の執行が著しく適当でないと認められるとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。